

令和 7 年度

千歳（基）旧事務室改修工事

仕様書

第一管区海上保安本部

第1章 工事概要

1 工事名称

千歳（基）旧事務室改修工事

2 施工場所

千歳航空基地整備課旧事務室

3 履行期限

契約の日から令和8年3月24日まで

4 工事概要

上記施工場所の改修を行う。

5 管理事務所等

所在地 : 〒087-0055

小樽市港町5番2号（小樽地方合同庁舎）

電話 : 0134-27-0118（内線：2228）

所在地 : 〒066-0044

千歳市平和1387-1（千歳航空基地）

電話 : 0123-23-9118（内線：6017）

第2章 一般共通事項

1 適用範囲

本工事は、設計図書及び仕様書に従い、施工するものとする。

2 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。

設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。

ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3 設計図書の疑義

設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は書面をもって通知し、監

督職員と協議のうえ内容を確定する。

4 疑義に対する協議等

設計図書等に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じたときは、監督職員と協議し、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

5 官公署その他への手続き等

工事の着手、施工及び完了にあたり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な手続き等は、直ちに行う。

また、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

6 同等品の確認

納入する物品等が同等品の場合は、事前に同等品であることを証明するカタログ等の資料を添え、担当職員の確認を受けること。

7 機材の品質等

使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。

ただし、仮設に使用する機材はこれによらない。

なお、新品とは品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがあるものを除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。

8 材料・機器の保管

工事用材料及び機器の保管は、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、特に火気に注意しなければならないものについては関係法規に従い設置する。

9 工事現場の安全衛生管理

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従ってこれを行う。ただし別に責任者が定められた場合はこれに協力する。
- (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。

10 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な保障をしなければならない。

11 養生・後片付け

- (1) 在来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生・保護を行う。
- (2) 工事完成に際しては、敷地内及びその周囲の清掃片付けを行う。

12 発生材の処理

- (1) 発生材のうち特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督職員に引き渡す。
- (2) 引渡しを要しないものはすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処分する。

13 工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

14 施工計画書

着工に先立ち、監督職員から施工計画書の作成を求められた場合、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。

1.5 施工

施工は、設計図書及び「1.3、1.4」による監督職員の承諾を得たものに従って行う。

1.6 工事の記録等

- (1) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (3) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (イ) 工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能または容易ではない部分の施工を行う場合
 - (ウ) 一工程の施工を完了した場合
 - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (4) (1)から(3)までの記録等について、監督職員から請求されたときは、提示または提出する。

1.7 工事写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
- (2) 工事工程写真及び完成写真は、原則として各一部ずつ監督職員に提出する。
- (3) 工事写真の撮影対象は特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。

1.8 竣工検査

竣工検査とは、工事の完成の確認をするために、検査職員が行う検査をいう。竣工検査には、現場代理人が立ち会うものとする。
なお、検査指摘事項については請負者の負担において、適切な措置を講じなければならない。

1.9 その他

- (1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (2) 請負金額の支払い時期等その他の事項については契約書に基づくものとする。

第3章 特記仕様

本工事は本仕様書及び設計図書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」（最新版）、及び「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」（最新版）による。

1 工事内容

工事内容は、下記のとおりとする。

（1）撤去工事

- ・図面2に図示するとおり、撤去工事を実施すること。
- ・撤去品等については、監督職員が特に指示する場合を除き、受注者にて関係法令に従い適切に処分すること。

（2）内装・建具工事

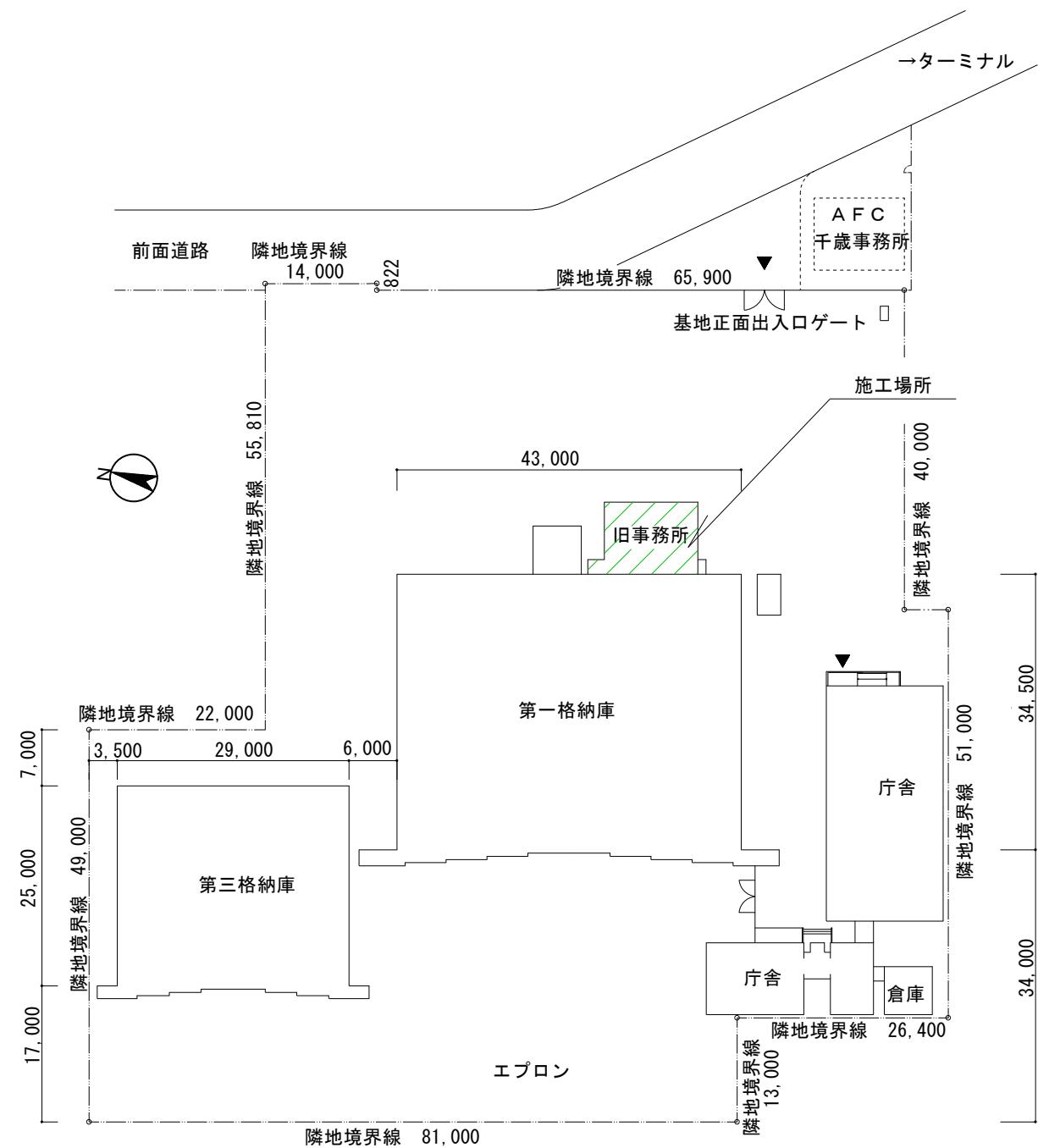
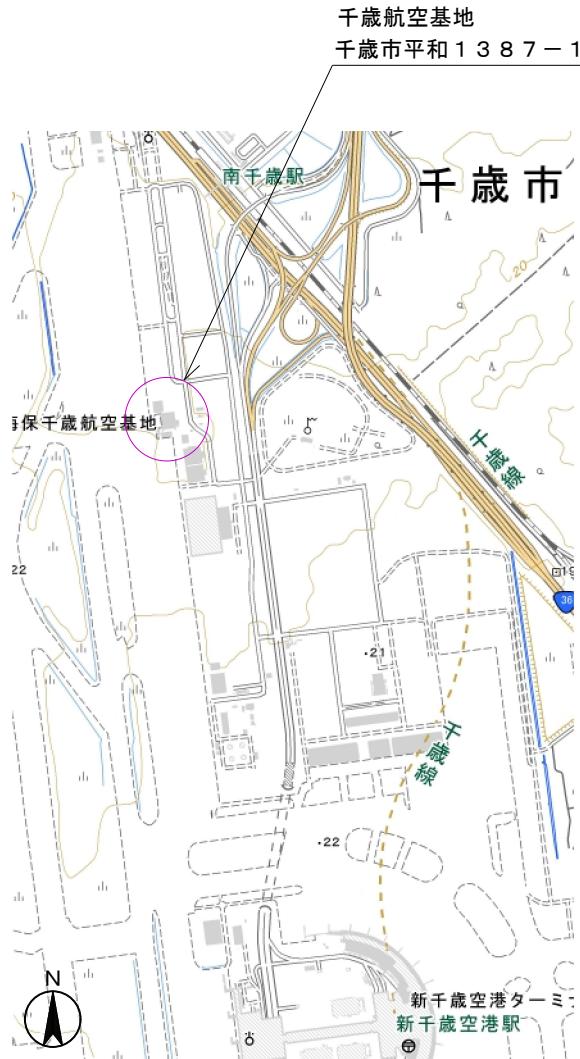
- ・図面3に図示するとおり、内装・建具工事を実施すること。

（3）電気・機械設備工事

- ・図面4に図示するとおり、電気・機械設備工事を実施すること。
- 機器については、同等品可とする。
- ・上記工事に付帯する配線工事及び配管工事を実施すること。

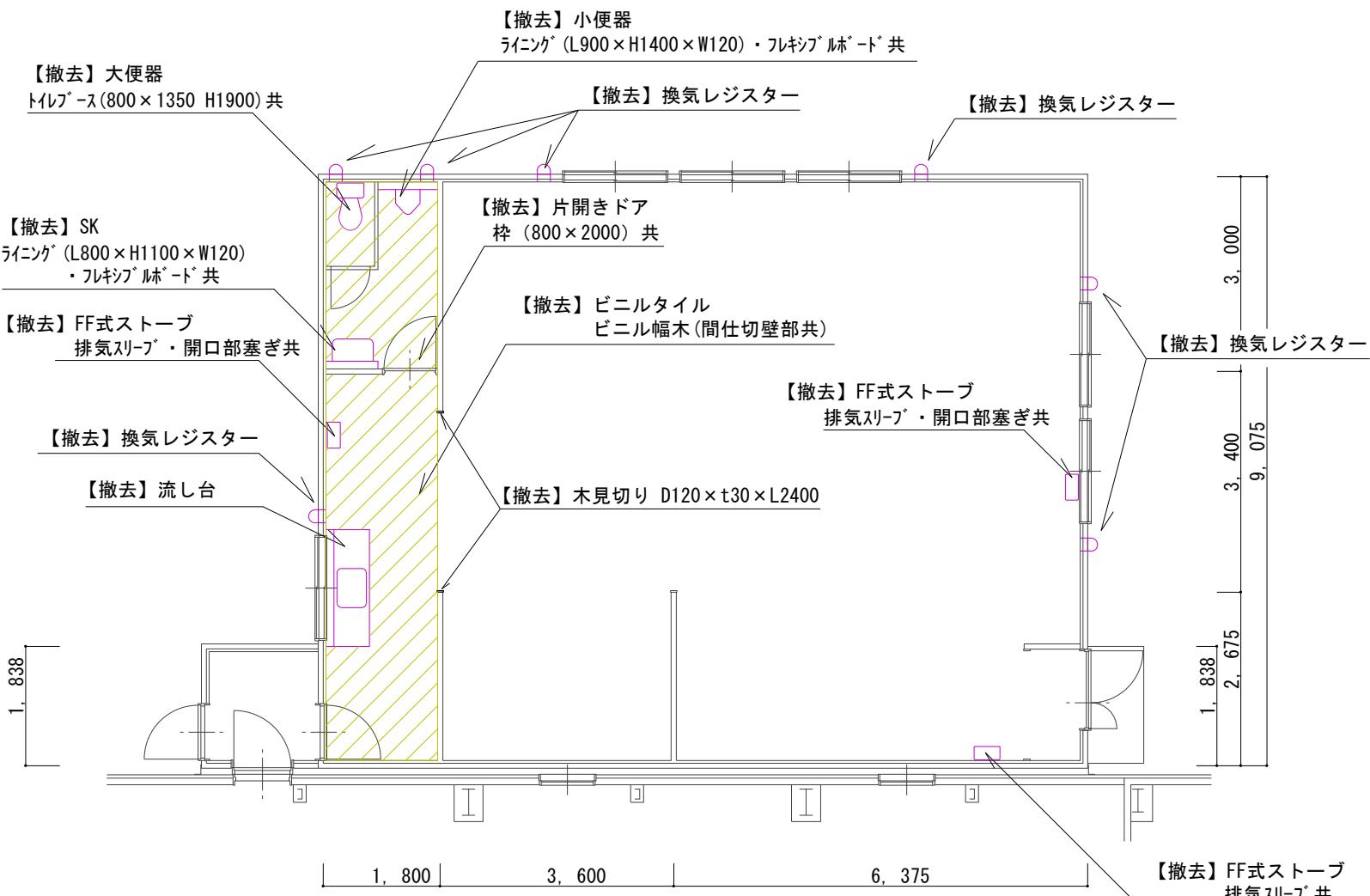
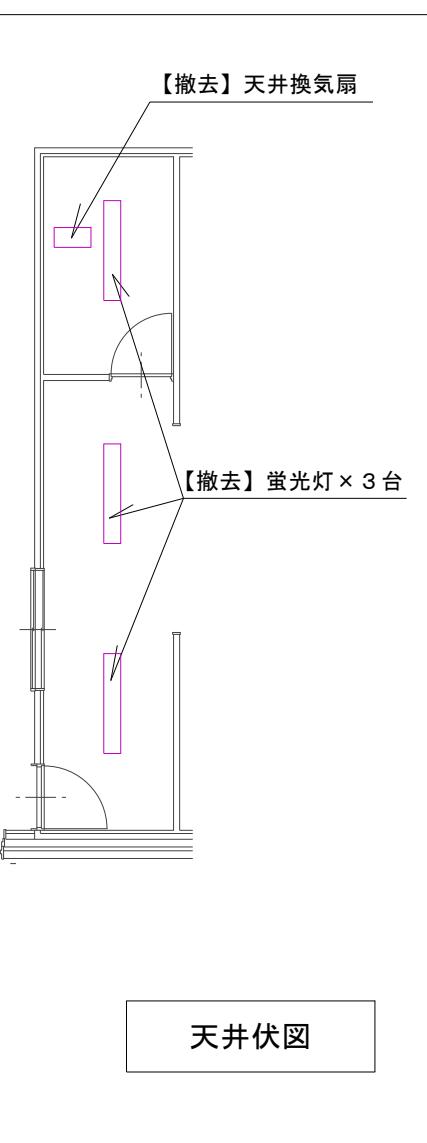
2 その他

- （1）作業日時については、予め監督職員と打合せを行うこと。
- （2）材料等搬入日時については、庁舎管理官署との調整が必要となるため、予め監督職員と打合せを行うこと。
- （3）梱包材など、不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。
- （4）搬入の際に施設設備及び物品等に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、現状に復すること。その場合に費用等が発生する場合は受注者において負担すること。
- （5）工事完了の際は、施工内容を記載した完成図面（出来形図）を作成し、電子納付すること。電子納付する設計図はCADとしファイル形式はJWWとすること。



改修前 平面図

1, 800 818 983 11, 775 9, 975 863



内装・建具

【建具仕様】

片開きドア	アルミ製・中桟付(上部小窓・下部ガラリ)・アルミ額縁 ドアクローザー・レバーハンドル錠・沓摺付・ガラス (FL-3)
自動閉鎖装置付引戸	スチール製・小窓付化粧鋼板0.6 H2・定トルク式自動開閉装置 ステンレスドアハンドル・錠前(美和ロック U9BRVD-1)・マスターキー装置付 ガラス (FL-3)

乾燥室

【壁】

- ・カラーフレキシブルボード t=6.0
- ・旧ライニング部 PB 9.65 補修×2箇所
- 【床】
- ・不陸調整
- ・防滑塩化ビニールシート巾木立上げ H=150
- ・見切り(への字) L800

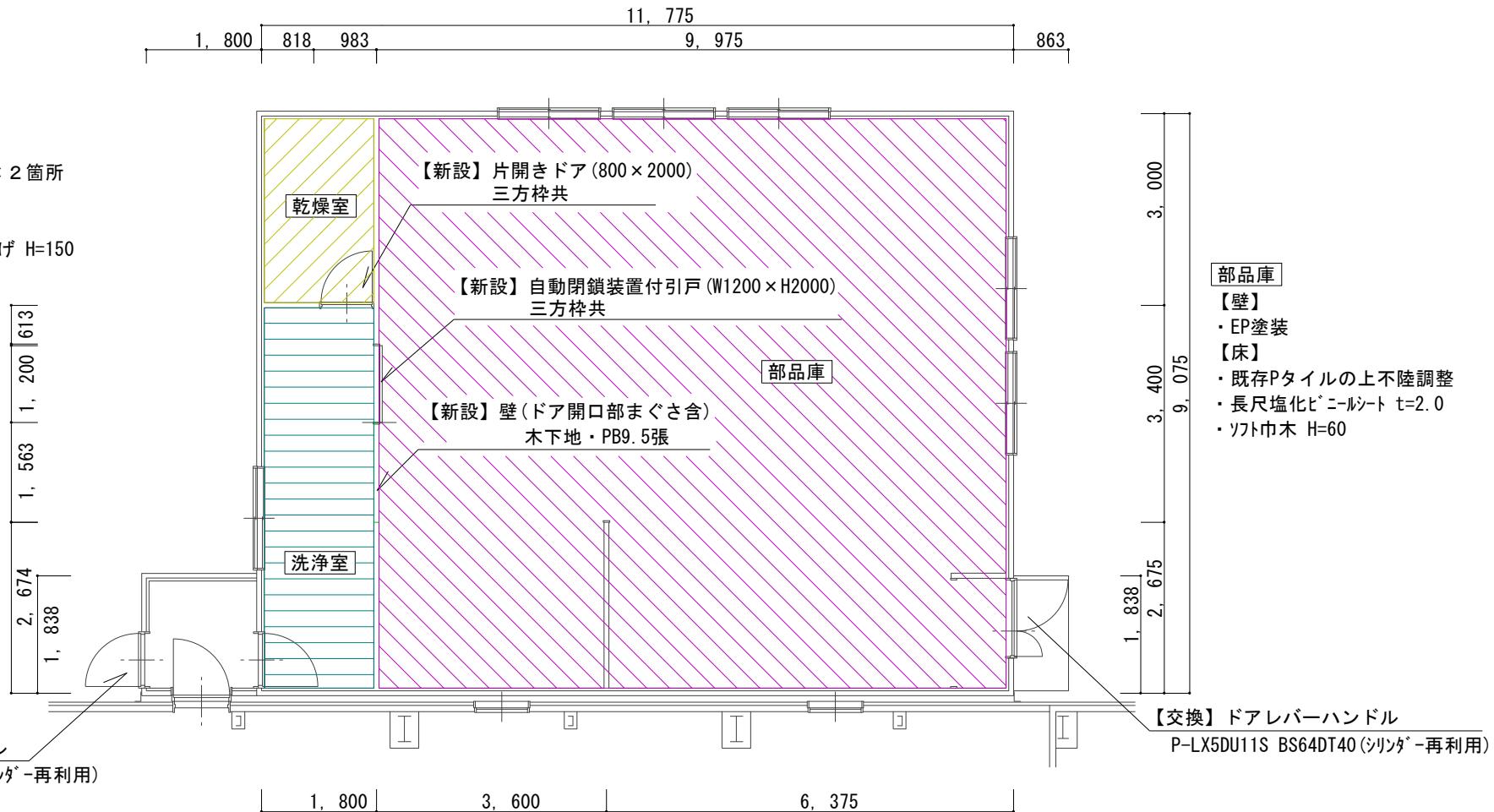
洗浄室

【壁】

- ・EP塗装
- 【床】
- ・不陸調整
- ・塩化ビニールシート張
- ・ビニル巾木 H=60
- ・見切り(への字) L1200

【交換】ドアレバーハンドル

P-LX5DU11S BS64DT40(シリング-再利用)



電気・機械設備

【エアコン仕様】

乾燥室内	室内機・室外機: ダイキン製 S225ATHS
	その他: 高置台500m (K-KHZ75G) ・スライドブロック 防雪フード (側面用 KPS034A41・吹き出し口用 KPS034A43)
部品庫内	室内機: ダイキン製 F805ATDP-W
	室外機: F805ADP その他: 高置台500m (K-KHZ75G) ・スライドブロック 防雪フード (前面 KPS115A43・側面 KPS115B41・背面 KPS115B44)

※ 室外機及び防雪フードの設置位置は監督職員と協議すること。

